

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 28 日

関係県・保健所設置市

廃棄物主管部（局）及び自動車リサイクル主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課

国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

この災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理について別紙の通り取りまとめましたので送付します。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

担当：三輪、豊住、坂口

TEL: 03-3581-3351（内線 6828）

E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省製造産業局自動車課

担当：橋本

TEL: 03-3501-1690（直通）

E-mail: hashimoto-kaoru@meti.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部
自動車情報課

担当：藤城

TEL: 03-5253-8588

E-mail: fujishiro-t55ce@mlit.go.jp

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法は、以下のとおり。

第1ステップ：自治体が集めて保管

- 被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要。
- このため、こうした被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管（移動・保管の際には所有者等の意思確認は不要。なお、他者の民有地に流されてきた被災車両については、当該民有地の所有者の理解が得られれば、支障の無い範囲で一定期間その場での保管をお願いすることも想定される）。
- 被災自動車の運搬・保管に当たっては、安全性確保の観点から、以下の点に注意を要する。
 - ・廃油、廃液が漏出している等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油・廃液の抜き取り等。
 - ・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池が搭載されている車両については、運搬に際しても、作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線の遮断。
 - ・保管に当たっては、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準（別添）を参考とし、また、段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮。
- 後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、移動を行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

第2ステップ：所有者等を捜す努力

- 自治体が、保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜す努力を行う。以下の車種毎の問い合わせ先に問い合わせることにより、車両ナンバーから所有者を割り出すことが可能。

（車種）

- ・登録自動車 国土交通省（本省自動車情報課又は運輸支局）
- ・軽自動車 軽自動車検査協会（本部又は各地の事務所）

- 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合には、ダッシュボード等に

車検証が残っていないかを確認し、又は、車台番号を確認の上運輸支局等に問い合わせることで、所有者の割り出しが可能。

第3ステップ：使用済自動車を引取業者に引き渡し

- 自治体が、保管された自動車の所有者等と連絡を取るよう努め、処分を委ねるか自ら引き取るかについて所有者等の意思を確認する。
- 自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者（多くの自動車販売会社や整備業者、解体業者が兼務している）に引き渡すことが原則であるが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した自治体が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能。
- この場合、自動車重量税や自賠責保険料の還付が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらう。
- 所有者等と連絡が取れない場合は、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 被災による損壊が著しく車両ナンバーや車台番号が判明しないこと等により、当該被災車両の所有者等が確知されない場合についても、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引き渡しを行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

※自治体が引取業者への引き渡しを代行する際、資源価値として収入が生ずる可能性も否定できないため、所有者等に対し、上記収入に係る権利放棄の意思確認を実施することをお奨めする。所有者等と連絡が取れない場合及び所有者等が確知できない場合に行う公告においてもその旨を明記することが、後日のトラブルを回避する上で重要である。

第4ステップ：引き渡した自動車に関する情報提供

- 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する情報（車両ナンバー情報）を上記の車種毎の問い合わせ先に提供する。

注意点

- 大部分の車両は、すでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

その他

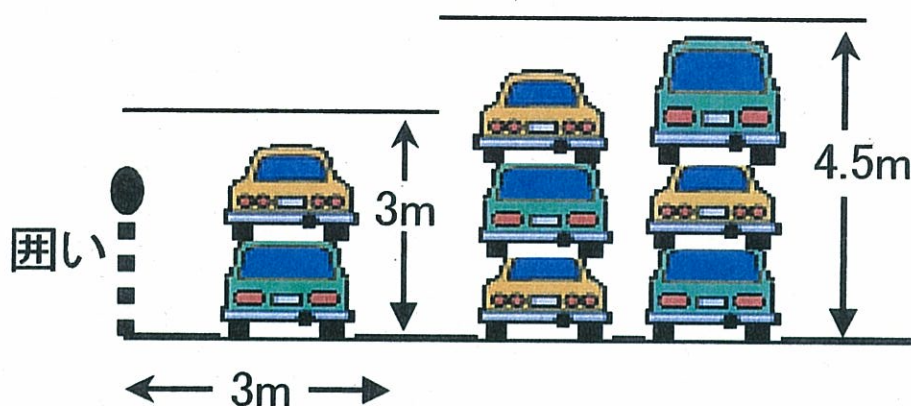
- 損傷の程度が小さく、外形上から判断して自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所への運搬することは可能。この場合も、車両ナンバーから所有者を割り出し、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針が示されることとなっている。
- なお、自動車内の動産の扱いは、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」2（4）による。

以上

使用済自動車の保管方法

○ 保管の高さ、保管量の上限について

- ・使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする必要がある（下図参照）。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ラックを設ける場合にあって、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあっては、高さの制限はこの限りではない。



- ・保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。

※ 使用済自動車の適正保管について

- ・使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、適正に積み重ねることとする。
- ・使用済自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 30 日

関係都道府県家電リサイクル行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

経済産業省産業技術環境局

リサイクル推進課

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

被災したパソコンの処理について

平成23年東北地方太平洋沖地震等により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

災害廃棄物の中には、被災したパソコンについても多く混入していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われます。

ついては、被災したパソコンの処理について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：杉村、吉田

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：akihiro_yoshida@env.go.jp

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

担当：吉川、矢野

TEL：03-3501-4978（直通）

E-mail：yano-kazuhiro@meti.go.jp

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

担当：藤村、武本

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：takemoto-naoto@meti.go.jp

被災したパソコンの処理について

被災したパソコンの処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、パソコンを分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、パソコンメーカーが支援

※支援受付窓口：パソコン3R推進協会 マネージャー 佐田啓太氏 03-5282-7820

第3ステップ：パソコン3R推進協会が引き取り、又は自治体で処理

→リサイクルが見込める場合

パソコン3R推進協会の指定業者が自治体の保管場所に引き取りに行き（台数が少ない場合は、ゆうパック使用の場合あり）、パソコン3R推進協会がリサイクルを実施

※引き取り受付窓口：支援受付窓口の連絡先と同じ

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

○パソコンを災害廃棄物から分別することは、資源有効利用促進法上は、義務ではない。

○過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理するのが通例。

○PCリサイクルマークのないものについては、市町村がパソコン3R推進協会に引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）は市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。PCリサイクルマークのあるものについては、リサイクル料金を市町村が負担する必要はない。

○パソコン3R推進協会が引き取る場合、市町村でPCリサイクルマークの有無を確認する必要はない。協会がPCリサイクルマークのないものの台数をカウントし、当該台数分のリサイクル料金を事後的に市町村に請求する。

以上

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 21 日

関係都道府県及び仙台市 関係部署 各位

農林水産省水産庁資源管理部管理課長
国土交通省海事局安全・環境政策課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について

東日本大震災により被災した船舶の円滑な処理に資するために、平成 23 年 3 月 28 日付け事務連絡「被災船舶の所有者情報の提供について」により、関係機関からの問い合わせに応じ船舶の所有者情報を提供することに関する連絡を行いました。

今般、各地方公共団体が被災した船舶の処理を進める際の全般的なガイドライン（暫定版）を別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としてください。このガイドラインの内容については、今後、処理を行う地方公共団体等各方面からのご意見を踏まえて随時、必要な追加、修正を行っていくこととしております。

本事務連絡に関するお問い合わせは、下記宛てまでご連絡ください。

<連絡先>

- 農林水産省水産庁資源管理部管理課（担当：斎藤、神力）
電話：03-3592-0732、E-mail：haruo_saitou@nm.maff.go.jp、yoshimi_shinriki@nm.maff.go.jp
- 国土交通省
海事局安全・環境政策課（担当：蔵持、大西、西室）
電話：03-5253-8631、E-mail：g_MRB_AKS@mlit.go.jp
- 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
電話：03-3581-3351（代表）、E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）

I. 被災船舶の一般的な処理手順

II. 被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き

III. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて（平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡一部改）

IV. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて

V. 被災船舶の運搬方法について

VI. 被災船舶の処理について

VII. 船舶に使用されるアスベストについて

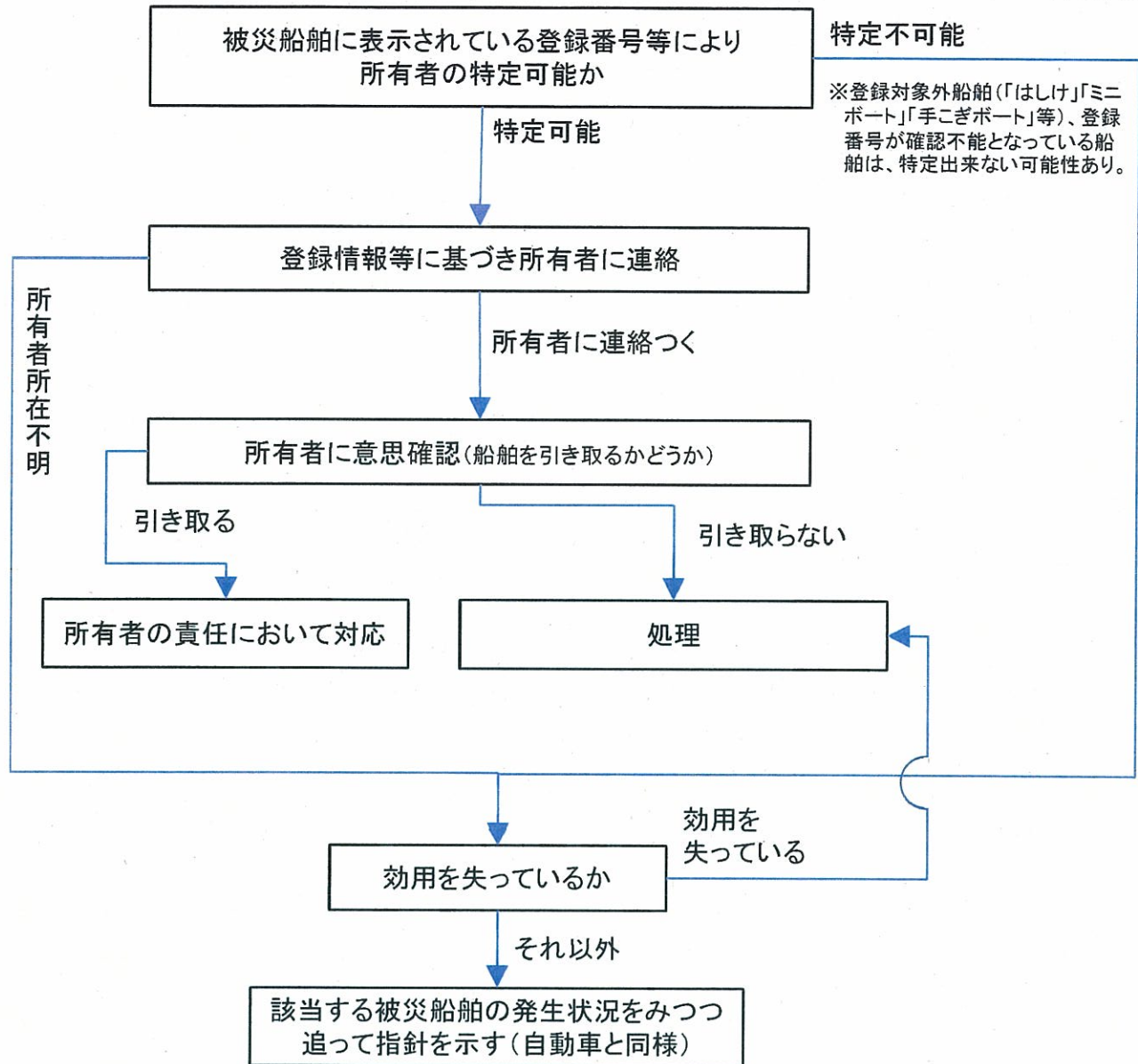
VIII. 船舶の保険に関する参考情報

IX. 参考資料

- ①東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去に関する指針について（平成 23 年 3 月 25 日付け通知）
- ②東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A（平成 23 年 4 月 8 日付け通知）

I. 被災船舶の一般的な処理手順

- 移動できる船舶は、必要に応じ随時仮置き場等に移動して差し支えない
- 船体の転倒や燃料漏洩等の二次災害のおそれがある場合は、転倒防止対策や油抜き取り等の措置を必要に応じ講じること
- 外形上明らかに効用を失っている被災船舶は処理可能



【備考】

※ 被災船舶の処理は、所有者が行うのが原則。なお、今回の震災では、津波による被害の特殊性等を踏まえ、「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が船舶の処理を実施する場合には、災害廃棄物処理事業の補助対象となる。（参考資料②参照）。

※ 船舶内の動産については、通常の動産の取り扱いに準ずる。

Ⅱ. 被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き

本手引きは、東日本大震災により被災した船舶について、円滑な処理の観点から、船舶としての効用の判断基準の目安を示すものです。

1. 効用の有無の判断について

(1) 効用を失っていると推定されるもの

以下のいずれかに該当するものは、効用を失っていると推定されます。

- ・ 船体が破断しており、残骸となっているもの。
- ・ 船体が大破（原形をとどめないほどの大きな破損）をしており、航行が不可能であると認められるもの。
- ・ 家屋や廃棄物に埋まっており、船舶を壊さずには容易に分離することが困難な状態にあるもの。



大破している船舶の例

(2) 効用があると推定されるもの／効用の有無の判断に際し、所有者の意思確認が必要なもの

外観上の損傷が見られないものや、船体の一部に破損・欠損があるが全体構造が失われていないものは、水没による機器の損傷等により現状では航行不能な状態であっても、船体の亀裂・穴の修復やエンジンの取替等の修理により使用可能となる可能性があります。

このため、外観上で船体が大破していない船舶の効用の有無の判断には、所有者の意思確認が必要です。所有者がメーカーや修理店に問合せを行った上で判断をするようなケースでは、効用の有無の判断に一定の時間を要する場合があります。

所有者の意思確認の際に、期限を付すなどして処理の円滑化を図ることも重要です。



陸上に乗り上げており、ほとんど損傷が見られない船舶の例



船体は一部損傷しているが、所有者が引き取る旨の表示されている船舶の例



先端のみが損傷している船舶の例

2. 各ケースの処理について

- (1) 所有者が判明せず、又は所有者と連絡がつかない場合であって、1.(1)に該当する場合は、災害廃棄物の処理や復旧活動に支障となっている場合は、処理をして差し支えありません。
- (2) 上記以外のケースでは、所有者の特定及び意思確認に努めて下さい。なお、必要に応じ仮置き場に移動して差し支えありません。なお、仮置き場に移動する際は、Ⅴ、Ⅵに記述する参考情報等を参照して下さい。

Ⅲ. 被災船舶の所有者情報の問い合わせについて (平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡について一部改)

被災船舶の処理を行う自治体において、所有者情報が必要な場合においては、以下の 1. に示す船舶に標示された情報を可能な範囲でご確認の上、2. に示す窓口までお問い合わせください。

1. 船舶に標示された所有者の特定に有用な情報

- ① 船舶番号 (小型船舶 (総トン数 20 トン未満) にあつては、「検査済票番号」ともいう。)
- ② 信号符字
- ③ 漁船登録番号 (漁船に限る)
- ④ 船名
- ⑤ 船籍港

漁船については漁船登録番号、漁船以外については船舶番号又は信号符字のいずれかの情報があれば、所有者の特定は可能ですが、確実性を期すために船名、船籍港の情報も可能な範囲でご連絡ください。

2. 問い合わせ窓口

(1) 漁船

漁船登録番号 (標示例参照) の最初の 2 文字 (アルファベット) が漁船登録された道県となりますので次にお問い合わせ下さい。

- ① HK : 北海道水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ 古村
TEL : 011-204-5479 (直) FAX : 011-232-1095
- ② AM : 青森県農林水産部水産局水産振興課漁業管理グループ ^{おし}忍
TEL : 017-734-9593 (直) FAX : 017-734-8166
- ③ IT : 岩手県農林水産部水産振興課漁業調整担当 宮本
TEL : 019-629-5806 (直) FAX : 019-629-5824
- ④ MG : 宮城県農林水産部水産業振興課漁業調整班 山内
TEL : 022-211-2932 (直) FAX : 022-211-2939
- ⑤ FS : 福島県水産事務所漁業振興グループ 渡邊
TEL : 0246-24-6175 (直) FAX : 0246-24-6178
- ⑥ IG : 茨城県農林水産部漁政課 神田
TEL : 029-301-4080 (直) FAX : 029-301-4089
- ⑦ CB : 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整室 熊谷
TEL : 043-223-3042 (直) FAX : 043-221-3425
- ⑧ 上記以外 : 水産庁資源管理部管理課 斎藤、神力
TEL : 03-3592-0732 (直) FAX : 03-3502-0794

(2) 漁船以外

① 大型船舶（総トン数20トン以上）

・・・・国土交通省海事局検査測度課登録測度室 竹内、山口

TEL : 03-5253-8111 (内 44-153、44-154)、03-5253-8639 (直)

FAX : 03-5253-1644

② 小型船舶（総トン数20トン未満）

・・・・日本小型船舶検査機構 熱田、越前

TEL : 03-3239-0828 (直) FAX : 03-3239-0829

3. その他

被災船舶の処理を行った場合、船舶の登録を抹消する手続き（抹消登録）が必要となります。

船舶の抹消登録は所有者が行うことが原則ですが、所有者が不明である又は避難している場合等のため、その手続きが行われない場合が想定されます。そのため、自治体が被災船舶の処理を行う場合は、処理の受託業者に当該船舶を引き渡した後、下記連絡先に、処理を行った船舶の情報（船舶番号又は漁船登録番号、船名、処理の日付・場所（市町村名））のご連絡をお願いします。（連絡のあった情報をもとに、下記連絡先の各機関において抹消登録等の手続きが実施されることとなります。）

なお、事務手続きの簡素化のため、ある程度まとまった段階で連絡を行うことも可能です。

○解体処理を行った船舶情報の連絡先

漁船 : 2. (1) の各都道府県

大型船舶（漁船を含む） : 2. (2) ①の国土交通省海事局

小型船舶 : 2. (2) ②の日本小型船舶検査機構

【船舶番号等の標示例】

○漁船



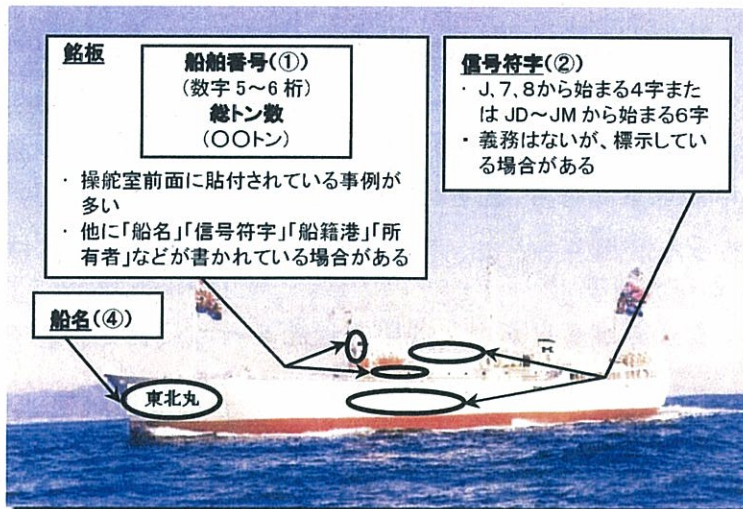
船名(4)

漁船登録番号(3)

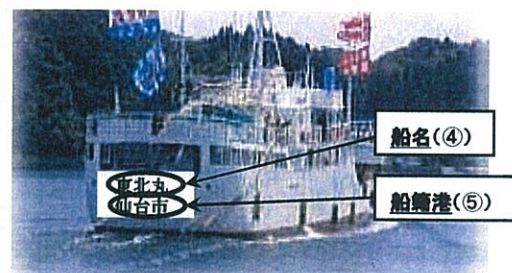
・都道府県の識別-等級-番号の組合せ

例. HK:北海道, AM:青森, IT:岩手, MG:宮城, FS:福島, IG:茨城, CB:千葉

○大型船舶

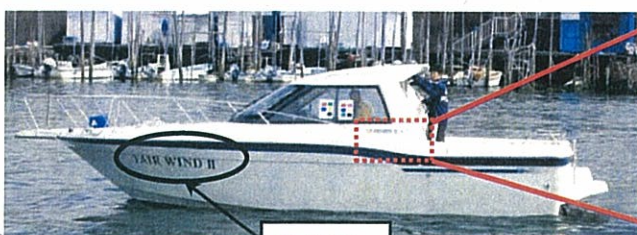


【船側】



【船尾】

○小型船舶



船名(4)



船舶番号(1)
(「検査済票番号」ともいう。)

IV. 被災船舶の所有者への連絡について

1. 所有者への連絡

国土交通省海事局、日本小型船舶検査機構(JCI)、都道府県への問い合わせ等により被災船舶の所有者が判明し、所有者に連絡を行う際は、下記のような順序を踏まえ、被災船舶の取扱についての意思確認を行うことが適当です。

①所有者が、被災船舶の所在地を確認しているか否か。

※所有者が被災船舶を確認していない場合、被災船舶の場所を通知する。

②保険の加入の有無及び補償の協議状況は。(「Ⅷ. 船舶の保険に関する参考情報」参照)

③どのように対応する予定か。

＜考えられる選択肢＞

- ・所有者が修理・移動させて再度使用する
- ・所有者が処理する
- ・市町村（又は県）に処理を委ねる

※所有者が被災船舶の扱いについて即時に判断できない場合には、一定程度の猶予期間（2週間～1ヶ月程度）を設けることが考えられます。

※「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が船舶の処理を実施する場合には、災害廃棄物処理事業の補助対象となります（「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A」（平成 23 年4月8日付け環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡（参考資料②）参照）。

④（所有者が修理・移動させて再度使用する場合又は所有者が処理する場合）いつ頃船舶を移動または処理するか。どこに移動させるか。

⑤（市町村が処理を行う場合）所有者が船舶の抹消登録を行うべきことについて周知（なお、登録を抹消せずに放置した場合、当該所有者に対し、固定資産税等が引き続き課せられる可能性があります）

2. 留意事項

被災船舶に関する対応状況を逐次把握するため、被災船舶の名称や所在地、所有者に連絡した日時、連絡担当者、所有者からの回答期限、所有者の対応方針等を記録したリストを作成しておくことが便利です。